

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 2
- 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 3
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 4

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【戸畑区役所総務企画課】 5

◇ 病 院 局

- 北九州市立看護専門学校学則の一部を改正する規程【病院局看護専門学校教務課】 8

◇ 人 事 委 員 会

- 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局任用課】 9
- 職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局任用課】 10

北九州市告示第70号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
平成30年5月7日から平成31年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	門司区内の特定計量器の所在の場所
平成30年6月6日から平成31年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
平成30年7月25日から平成31年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月31日から平成31年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称
特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市告示第71号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
さわやかあだちのもり保育園	保育所	北九州市小倉北区山門町5番1号	社会福祉法人八健会	平成30年3月1日

北九州市告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
6871	黒崎城石 黒崎1号 線	北九州市八幡西区黒崎城石 2346番20から 北九州市八幡西区黒崎三丁 目47番1まで	平成30年3月25日

北九州市公告第177号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年7月1日から平成37年3月31日まで

(4) 履行場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
北九州市戸畑区役所総務企画課

イ 日時 公告の日から平成30年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
北九州市戸畑区役所3階 34会議室

イ 日時 平成30年4月27日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市戸畑区役所総務企画課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領時間 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年5月7日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日程

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成30年5月8日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市戸畑区役所総務企画課
〒804-8510 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
電話093-871-3600

6 Summary

- (1) Product and Quantity: All details regarding the lease and maintenance of the official cars of Kitakyushu City
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:00p.m. May 8, 2018
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m. May 7, 2018
- (4) For further information, please contact:
General Affairs and Planning Division,
Tobata Ward Office, City of Kitakyushu

北九州市病院局管理規程第2号

北九州市立看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月23日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市立看護専門学校学則の一部を改正する規程

北九州市立看護専門学校学則（平成9年北九州市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条—第29条」を「第26条・第27条」に、「第30条—第33条」を「第28条—第31条」に、「第34条・第35条」を「第32条・第33条」に、「第36条」を「第34条」に改める。

第23条第4号中「第30条」を「第28条」に改める。

第27条及び第28条を削り、第29条を第27条とする。

第9章中第30条を第28条とし、第31条から第33条までを2条ずつ繰り上げる。

第10章中第34条を第32条とし、第35条を第33条とする。

第11章中第36条を第34条とする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年3月23日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改
正する規則

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則（平成14年北九州市
人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定める法人の項中「
公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター」を削る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任試験に関する規則（平成28年北九州市人事委員会規則第8号）
の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職（学校事務職員を除く。）の項中「学校事務職員」を「航海士、機関士、学校事務職員及び学校給食監理士」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。